

会 議 録

1 日時 令和2年4月28日（火）～令和2年5月7日（木）

2 出席委員 12名

被保険者代表	石黒勝久、尾上清逸、中田正憲、岡田静子
医師・薬剤師代表	木田和典、島多勝夫、奥村俊晴、摂津 樹、
公益代表	二瀬保邦、塚本 清（会長）、亀谷順子、森下恵子

3 議題

諮問事項

射水市諮問射保第76号「射水市国民健康保険条例の一部改正（傷病手当金の支給）について

<会議資料>

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る条例改正について

4 書面開催概要

令和2年4月28日に会長から委員あてに書面開催による審議について通知した。諮問事項について、4月28日から5月7日までの期間、11名（会長を除く。）の委員に審議いただき、全員から回答が得られた。

射水市諮問射保第76号の諮問事項において、全ての回答が「賛成」であり、原案のとおり決定した。それらを取りまとめた結果を会長へ通知し、運営協議会の総意として市長あてに答申するという了解を得た。

5 その他

委員からの質問

- ・支給期間とは3日以上の上の傷病期間が必要との理解でいいのか。

<回答>

最初の3日間は待機期間として、傷病手当金は支給できないこととされており、支給を受けるためには、療養により労務に服することができない日が4日以上続くことが要件となります。

- ・適用期間は9月30日までの9か月間とした理由は何か。

<回答>

国から示された基準に合わせ、令和2年1月1日～9月30日としています。今後、国の基準が改正されれば、本市においても同様に改正する必要があると考えています。